

改正

平成22年4月1日規則第4号

中城村障害者地域生活支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に  
応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた  
柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の向上を図るこ  
とを目的とし、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条の規定による地域生活支援事業の実  
施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 中城村長（以下「村長」という。）は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障  
発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき村長の判断により、障害者  
等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うものとし、次の各号に掲げる事  
業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業

2 村長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を社会福祉法人等の福祉関係団体（以下「団体等」  
という。）に委託することができるものとする。

(対象者及び申請)

第3条 前条第1項各号に掲げる事業の各種事業実施要綱（以下「各種実施要綱」という。）に規定  
する対象者が、各種実施要綱に基づく各様式により村長に申請するものとする。

(決定通知)

第4条 各種実施要綱に規定する手続きにより、申請を受理した村長は、各様式により利用の決定を  
通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 前条の規定により利用の決定を受けた障害者等は、事業の利用に要する経費が発生するもの  
については、費用の負担をしなければならない。

2 前項に規定する費用の負担については、別表のとおり負担上限月額を設定するとともに、必要に  
応じて減免することができるものとする。

3 費用の負担については、第2条第1項各号に掲げる事業の各種実施要綱で定めるものとする。

(苦情処理)

第6条 村長は、事業の委託を受けた団体等について、利用者からの苦情等に対し適切に処理するよ  
う指導するものとする。

(委託費の支払等)

第7条 委託をした事業費については、各種実施要綱に定められた期日までに請求書を村長に提出す  
るものとする。

2 村長は、委託費の支払を、各種実施要綱に定められた期日までに支払うものとする。

(台帳)

第8条 村長は、各種実施要綱に規定する様式により台帳を整備するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前になされたこの規則の規定による行為に相当する行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成22年4月1日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前になされたこの規則の規定による行為に相当する行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

別表

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の者	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円